

◎新潟県訓令第3号

土木部道路管理課
地域振興局

新潟県道路監理員規程（昭和37年10月新潟県訓令第26号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、<u>庶務課長、業務課長、維持管理課長、道路課長、道路・都市整備課長及び維持管理事務所長</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の<u>庶務課及び業務課の道路管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課及び道路・都市整備課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</u></p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、<u>副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長代理</u></p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課の道路管理担当の係長、<u>副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の課長代理</u></p>	<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、庶務課長、維持管理課長、道路課長、道路・都市整備課長及び維持管理事務所長</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課の課長代理、<u>道路・都市整備課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</u></p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長代理</p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の課長代理</p>